

変 更 理 由 書

本市における公園は、高度経済成長期に人口増加や経済の発展等を前提として、児童の遊び場や量の確保を目的に都市計画決定し、順次整備が進められてきた。このことにより、本市の市民一人当たり都市公園面積は、条例に定める標準の2倍以上を確保しており、充足している状況にある。

一方、令和5年3月末時点において、都市計画決定した住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）241箇所のうち、82箇所が未開設（一部未開設も含む）となっている。その大半が計画決定から60年以上経過し、長期にわたり都市計画法第53条による建物の構造や階数に制限が課せられている。これら未開設公園については、人口減少・少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化により、公園周辺の地域の状況や都市計画決定当初に期待されていた役割・機能に変化が生じてきている。

このような状況を踏まえ、本市の都市計画の基本方針である「第7次秋田市総合都市計画（令和3年6月策定）」において、長期未着手の都市計画公園について、多核集約型コンパクトシティの実現を前提に必要性和実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行うこととしている。これにより、未開設の都市計画公園（住区基幹公園）について、見直し検討を実施し、令和6年6月に検討結果をまとめた「秋田市都市計画公園見直し基本方針（案）」を策定したものである。

本変更は、その基本方針（案）に基づき、変更候補5公園、廃止候補27公園について変更を行うものである。

【計画を変更（面積縮小）する公園】

2・2・66号飯島神社街区公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、約0.50haの区域が都市計画決定されており、現在は、都市計画決定区域外の公園も含め、約0.46haが開設されているが、一部は未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

2・2・74号友鳩街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和36年の土地区画整理事業における配置計画の変更に伴う区域および面積の変更、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約0.06haのうち、現在約0.04haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

2・2・92号二葉町第2街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和56年の土地利用の実態を勘案した区域および名称番号の変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約0.13haのうち、現在約0.09haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

3・3・9号前谷地近隣公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約2.0haのうち、現在約1.6haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

3・3・11号光沼近隣公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成4年の土地利用の実態を勘案した区域および面積の変更を経て、現在の計画となっている。

当該公園は、都市計画決定された面積約3.1haのうち、現在約2.9haが開設されているが、残りは未開設となっている。

本市の市民一人当たりの都市公園面積が標準の2倍以上を確保している状況を踏まえ、開設区域において公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、未開設区域の計画を廃止し、区域および面積を変更する。

【計画を廃止する公園】

2・2・67号寺内後城街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.16haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には高清水公園や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・68号後城第1街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.23haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には複数の児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・69号後城第2街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.27haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や児童遊園地、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・71号御蔵町街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.18haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・75号浜ナシ山街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.24haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には複数の児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・77号大谷地街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.20haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や児童遊園地、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・78号花立街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.13haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・79号飯島第1街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.25haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や児童遊園地、コミュニティセンター、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・80号土崎港北六丁目街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和53年の土地利用の実態を勘案した区域および名称の変更、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.33haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には複数の児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・81号長野第1街区公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.20haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地や学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・82号長野第2街区公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.80haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地やコミュニティセンターがあり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・83号東後街区公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.20haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地や学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・84号土崎寺小山街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.14haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・88号土崎駅東第1街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.65haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は指定避難場所である土崎中学校として利用されていることに加え、周辺には児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・89号土崎駅東第2街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.18haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や児童遊園地、学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・93号二葉町第3街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.27haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には街区公園や児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・94号土崎なかよし街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経

て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.12haの区域の全域が未開設となっている。

計画地は寺社の境内地となっていることに加え、周辺には街区公園や学校（指定避難所）、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・96号將軍野第1街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.16haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には学校（指定避難所）や寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・97号將軍野第2街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.18haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地やレクリエーション施設があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・98号將軍野第3街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.23haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地やコミュニティセンターがあり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・99号將軍野第4街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.25haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地やコミュニティセンター、学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・100号高野街区公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更、平成5年の都市公園法施行令改正による名称変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.23haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地やコミュニティセンターがあり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

2・2・231号道東街区公園は、街路計画の変更に伴い廃止となる都市計画公園の代替施設として平成9年に都市計画決定されているが、都市計画決定された面積約0.29haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には複数の児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

3・3・8号寺内古四王近隣公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和42年の隣接する児童公園との合併による区域および面積の変更、昭和61年の名称番号変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約3.7haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には高清水公園や児童遊園地、コミュニティセンター、学校（指定避難所）、寺社があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

3・3・10号高清水近隣公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約1.1haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には高清水公園や児童遊園地、コミュニティセンター、学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

3・2・12号二葉町近隣公園は、児童の遊び場や量の確保を目的に昭和30年に都市計画決定され、昭和61年の名称番号変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約0.8haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には近隣公園や街区公園、児童遊園地があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。

3・3・17号薬師田近隣公園は、都市公園の均等的な配置を目的に昭和42年に都市計画決定さ

れ、昭和61年の名称番号変更、平成9年の街路計画の変更に伴う区域および面積の変更を経て、現在の計画となっているが、都市計画決定された面積約1.7haの区域の全域が未開設となっている。

計画地の周辺には児童遊園地や学校（指定避難所）があり、これらの施設により当該公園に求められる機能が一定程度充足している状況にある。

以上の理由から、計画を廃止する。